

船舶事故調査報告書

令和元年5月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	旅客負傷
発生日時	平成30年12月11日 14時25分ごろ
発生場所	鹿児島県屋久島町 <small>くちのまらぶ</small> 口永良部島南方沖 メガ埼灯台から真方位227° 2.8海里付近 (概位 北緯30° 24.3′ 東経130° 13.5′)
事故の概要	旅客フェリーフェリー太陽は航行中、船橋内の椅子に腰を掛けていた旅客が、椅子と共に転倒して負傷した。
事故調査の経過	平成30年12月21日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客フェリー フェリー太陽、499トン
船舶番号、船舶所有者等	135426、鹿児島県屋久島町
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	軽傷 1人（旅客）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 5、視界 良好 海象：波高 約2m
事故の経過	<p>本船は、船長ほか6人が乗り組み、旅客17人を乗せ、車両6台を積載し、航行中、船長が船橋を訪ねてきた旅客の1人（以下「旅客A」という。）を‘ロープで固縛された座面の高さが約75cmの椅子’（以下「本件椅子」という。）に腰掛けさせていたところ、波により船体が動揺して本件椅子の固縛が解け、旅客Aが、本件椅子と共に転倒して床面で身体を打ち、後頭部裂創及び左臀部打撲を負った。</p> <p>本船は、立入禁止の看板を船橋出入口付近に掲示していたが、旅客が船橋を訪ねてくるが多々あり、操船に支障があるときを除いて船橋への入室を許可していた。</p>
分析	本船は航行中、波により船体が動揺し、本件椅子の固縛が解けたことから、本件椅子に腰を掛けていた旅客Aが、本件椅子と共に転倒し、床面で身体を打って負傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が航行中、波により船体が動揺し、本件椅子の固縛が解けたため、本件椅子に腰を掛けていた旅客Aが、本件椅子と共に転倒し、床面で身体を打ったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	<p>本船は、本事故後、再発防止策として次の措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅客を船橋に立ち入らせないよう徹底した。 ・椅子の固定強度を高める目的で、ターンバックルを使用して椅子を固定した。